

岸和田市 オフィス誘致補助金

岸和田市内にはじめてオフィスを設置する企業を支援します！



都市拠点（赤線で囲まれた地域）
へのオフィス設置が対象



※賃貸借契約前の申請及び認定が必要です。

※事業計画の内容により提出書類が異なりますので必ず事前にご相談ください。



お問い合わせ

岸和田市役所 産業政策課（産業振興担当）

✉ sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

補助金の内容など詳しくは 裏面へ

📞 072-423-9618

補助制度の概要

補助メニュー	内容	補助率	補助限度額
オフィスの家賃・共益費	補助対象オフィスの設置に伴い、認定者が支払う家賃及び共益費	1/2※	家賃・共益費×36ヶ月 15万円/月（上限）
オフィスの改修費用	建物付属設備工事費：照明設備、冷暖房設備、通信設備、給排水設備など、建物に付属する設備を設置、改修する費用 等	1/2※	100万円
正社員の雇用	オフィス開設日から36ヶ月の間に次の各号の要件をいずれも満たす者の雇用 (1) 市民となった日から6ヶ月を経過した者又は市民となった後、6ヶ月間の定住を誓約できる者 (2) 補助対象となるオフィスにおいて正社員として雇用され、当該オフィスでの雇用継続期間が6ヶ月を経過していること	—	20万円×3人 若手従業員の場合は30万円/人 ※若手従業員とは、当該オフィスにおける勤務開始日に年齢が18歳以上29歳以下である者をいいます。

※空き店舗又は空き家を活用したオフィスの設置の場合は3分の2以内。なお、空き店舗・空き家とは、オフィスとして使用予定のスペースであって補助対象オフィス開設のための不動産賃貸借契約又は不動産売買契約の締結日より遡って一年以上使用されていないものをいいます。

交付対象者の要件

- ◆ 本社（本店）所在地が市外であり、計画認定申請時点で本市にオフィスを有していないこと。
- ◆ 対象区域において物件等を賃借又は購入し、事業計画認定通知の日から6ヶ月以内にオフィスを開設すること。
- ◆ 補助対象オフィスにおいて、別表第1に定める日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる産業に属する種類の事業を行うこと。
- ◆ オフィス開設日から起算して、3年以上の期間、事業計画認定申請書に記載した業務を継続し、かつ、オフィスまたはそれに付随する用途以外の用途で使用しないこと。
- ◆ 補助対象オフィスにおいて、オフィス開設日から90日以内に、常時勤務する正社員、パートタイマー等又は役員を当該オフィスに5名以上配置すること。

対象業種（業種・日本標準産業分類上の業種）

電気・ガス・熱供給業	卸売業	724 公認会計士事務所、税理士事務所 725 社会保険労務士事務所 726 デザイン業 7281 経営コンサルタント業 7292 翻訳業（著述家業を除く。） 7293 通訳業、通訳案内業 7294 不動産鑑定業 73 広告業 742 土木建築サービス業 743 機械設計業 744 商品・非破壊検査業 745 計量証明業 746 写真業 749 その他の技術サービス業 教育・学習支援業 8231 学習塾 サービス業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 9294 コールセンター業
情報通信業	金融業、保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 6431 クレジットカード業 6493 証券金融業 65 金融商品取引業、商品先物取引業 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）
運輸業	学術研究、専門・技術サービス業	711 自然科学研究所 712 人文・社会科学研究所 721 法律事務所、特許事務所 722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所 723 行政書士事務所
33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業	

お問い合わせ

岸和田市役所 産業政策課（産業振興担当）

✉ sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

📞 072-423-9618



本補助金に関する
ホームページはこちら